

# 学則変更に関するお知らせ

このたび、学則に定めた（休学期間）第18条および（休学の場合の授業料等）第38条について下記のとおり改正することとしましたので学生の皆様に通知いたします。

なお、改正学則の適用日を下記のとおりに定めるのでご承知おき下さい。

令和2年9月 3日

学校法人 稲積学園  
北都保健福祉専門学校  
校長 林 要喜知

## 記

第18条＝令和2年10月1日から適用

第38条＝令和3年 4月1日から適用

新学則	旧学則
<p>(休学期間)</p> <p>第 18 条 休学期間は通算して6年を超えることができない。</p> <p>2 休学は、在学期間に含まないこととする。</p>	<p>(休学期間)</p> <p>第 18 条 休学期間は最長2年とし、通算して3年を超えることができない。</p> <p>2 休学は、在学期間に含まないこととする。</p>
<p>(休学の場合の授業料等)</p> <p>第 38 条 前期または後期の全期間休学を許可された者は、その期分の授業料等を免除する。 ただし、休学手数料として月額当たり1,000円を前納するものとする。</p> <p>2 前期又は後期の途中で休学を許可された者については、当該期の授業料等を徴収するが、 休学手数料は免除する。</p>	<p>(休学の場合の授業料等)</p> <p>第 38 条 休学期間が前期または後期の全期間休学を許可された者は、その期分の授業料等を免除する。ただし、前期又は後期の途中で休学を許可された者については、当該期の授業料等を徴収する。</p>